

助成規模：約**20億円**（寄附金を原資）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に起因する学生生活や修学環境の変化により、経済的に困窮した学生等を支援する大学等に対し、当該支援に係る経費の一部又は全部の額を助成することで、各大学等が独自に学生等に対し支援を実施することを促進する。

2. 補助概要

(1) 対象となる学校種

大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程、日本語教育機関等

(2) 助成の対象となる支援事業

各大学等が実施する、経済的に困窮していると認めた学生等に対し右のメニューに沿った経費を支援する事業

(3) 助成額

第一種奨学金の貸与実績等に応じて、上限額を決定する。

(4) 助成の条件

経済的に困窮した学生等に対する支援策であること。なお、支援の対象となる学生等の条件及び1人あたりの支援額（本助成金による支援額は10万円を上限）については、各大学等で独自に設定。

- ① 遠隔授業を受けるための通信費
- ② 学生生活を送るための食費
- ③ 修学のための教材（参考図書など）購入費
- ④ 一時的な帰省または帰省先から戻るための交通費
- ⑤ その他新型コロナウイルス対策として支援する①から④に類する経費

学生等

大学等（独自の支援を実施）

日本学生支援機構（寄附金による大学等への助成）



支給

- 支援対象
大学等が独自に定める
- 1人あたりの支援額
大学等が独自に定める

申請

助成

※ 困窮学生に関する基準は大学等で個別に決定

● スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・ 9月30日 | 機構からの助成額の内示 |
| ・ 10月上旬～10月下旬 | 大学等による事業計画の策定、機構への助成金交付申請 |
| ・ 10月下旬～11月中旬 | 機構における事業計画の審査、助成金の交付（順次） |
| ・ 2月まで | 支援事業の実績報告 |

困窮学生に対して経済的な支援を計画している大学等に対し、その事業費の一部又は全部を助成する（各大学等への助成額の上限はJASSOが予め決定し、各大学等に通知の上、申請を受け付ける。）

【支援事業の要件】

- 実施時期
今後行う予定の事業であること
（既に実施した事業の実施費への補填は認めない。）
- 支援対象
大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程、日本語教育機関の困窮学生等
- 支援額
10万円を上限とする（支援額は各大学等で個別に決定）